

兵庫県稲美町農業委員会
令和5年4月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年4月25日（火）13時30分～15時15分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（5件）
報告第2号「最適化活動の目標の設定等」⇒承認
議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（2件）
議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」⇒許可（14件）
議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）
議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（2件）
議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第10号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」⇒同意
- 4 出席委員（14名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
1番・藤本勝彦 委員 3番・松尾和孝 委員
- 8 議 事

事務局： ただいまから令和5年4月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、1番・藤本勝彦 委員、3番・松尾和孝 委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第1号～第2号及び議案第5号～第10号まででございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長： それでは、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は5件です。

「番号1」から「番号4」は、一体の開発につき、一括報告としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしと認めます。

「番号1」から「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国安字追星（小池交差点西方）

地 目： 田

面積：178㎡

権利：所有権

譲渡人：町外在住の土地所有者2名（共有）

「番号2」

所在：稲美町国安字追星

地目：田

面積：178㎡

権利：所有権

譲渡人：町外在住の土地所有者

「番号3」

所在：稲美町国安字追星

地目：田

面積：178㎡

権利：所有権

譲渡人：町外在住の土地所有者2名（共有）

「番号4」

所在：稲美町国安字追星

地目：田

面積：178㎡

権利：所有権

譲渡人：町外在住の土地所有者

「番号1」から「番号4」の

譲受人：不動産業者

転用目的：集合住宅 1棟賃貸8戸

土地利用計画： 開発区域は、4条届の4筆計712㎡と他5筆の合計949.98㎡。北は国安川、東・南・西は住宅。周囲は擁壁し造成工事する。集合住宅1棟建築。雨水は申請地内にU字溝設置し、敷地内埋設管、雨水柵経由で南西角から既設水路に放流する。汚水は敷地内の既存汚水マンホールを経て公共下水に接続。都市計画法第29条第1項の開発行為許可申請済。

専決処理：令和5年4月17日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を伴う集合住宅への転用で、稲美町農業委員会として令和5年4月17日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所 在：稲美町国安一丁目	田	6 7 7 m ²
	田	9 3 1 m ²
	田	1 7 5 m ²
(琴池南西方) 3筆合計		1, 7 8 3 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の土地所有者2名（共有）

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成工事する。10戸に区画する。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。

都市計画法第29条第1項の開発行為許可申請済。

専決処理：令和5年4月17日

議 長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を伴う分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和5年4月17日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議 長：それでは、報告第2号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局：稲美町農業委員会の令和5年度の最適化活動について目標を定めるものです。令和4年2月に発出された農林水産省からの通知に基づき行うもので、この様式・内容は昨年度が1回目、今年度は2回目となります。

『Ⅰ 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）』は、直近の2020農林業センサス等に基づいて記載しております。

『Ⅱ 最適化活動の目標』は、令和5年度の 1成果目標 と 2活動目標について記載しております。

定例会後は、兵庫県農業会議の確認を経て、ホームページ等で公表いたします。

議 長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長：特に、ご意見、ご質問がなければ、これで公表しますので、ご了承願います。

議 長：それでは、議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」を議

題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字六軒屋北 （六軒屋集落内）

地 目： 田（現況 宅地）

面 積： 2 2 6 m²

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和59年頃に倉庫を建築し、庭木などを植え、現在に至る。昭和60年12月3日撮影の空中写真添付。

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。農業用水・排水や周辺農地、道路への影響は問題なしとの報告をいただいています。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年4月20日13時30分～19時00分までの間、11番丸山治正農地担当副会長、2番坂本英正会長、8番坂元三郎委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地の東西は住宅地、南は道路です。周辺の農地や用排水、道路等への影響については問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町六分一字西畑 （六分一集落内）

地 目： 田（現況 宅地）

面 積： 2 3 8 m²

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和52年頃に農業用倉庫を建築し、平成10年頃に車庫を建築。コンクリート舗装及び砕石敷きし、現在に至る。

平成11年4月21日撮影の空中写真添付。

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。申請地は農地と隣接しておらず、また境界には溝もありますので、農業用水・排水や道路への影響はありませんとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂元委員： 申請地の西と南は道路、北と東は住宅です。周辺の農地や用排水、道路等への影響は問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手、賛成多数)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は14件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町加古字六軒屋北

地目： 田

面積： 2,773㎡ (六軒屋集落北西)

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 会社役員兼農業

農機具： トラクター2台・田植機・コンバイン・乗用草刈機等

栽培作物： 水稻・野菜 (申請地は野菜)

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。特に問題はないとの報告をい

ただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・丸山委員： 申請地は給排水の整った田で、耕運済みでした。譲受人は、熱心に農業をされていますので問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

「番号2」から「番号7」については、私が小委員会の担当委員ですので、議長を藤本勝彦会長職務代理者と交代いたします。

議長(藤本会長職務代理者)： 坂本会長に代わり、議長を務めさせていただきます。

「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町幸竹字南谷 (梶ヶ池南)

地目： 田

面積： 1, 239 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 譲渡人親族の地元農家

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・草刈機等

栽培作物： 水稻

議長(代)： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長(代)： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長： 申請地は、水稻のあと耕転してありました。譲受人は既に申請地を管理されており、許可しても問題ないと思います。

議長(代)： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長(代)：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手、賛成多数)

議長(代)：全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号3」

所在：稲美町岡字岸ヶ岡(跡池北、稲美中学校西)

地目：田

面積：979㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住持分3分の1の所有者

譲受人：持分3分の2の地元農業者

農機具：トラクター

栽培作物：野菜

※経営面積40a未満だが、出荷実績あり。

議長(代)：「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は田口委員です。譲受人の耕作状況は問題ありませんとの報告をいただいています。

議長(代)：「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長：申請地は、様々な野菜が区分けしてきれいに植えられていました。従来から譲受人が営農管理されており問題ないと思います。

議長(代)：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長(代)：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(代)：全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町印南字西場（宮池南方）

地 目：田 パイプハウスあり

面 積：1,729㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住酪農家

農機具：トラクター・耕運機・コンバイン・フォークリフト
・ハーベスター・ホイールローダー

栽培作物：水稲・飼料米・牧草（申請地は自家用おん堆肥作りに使用）

議長（代）： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。申請地南半分にビニール式パイプハウスがあります。譲渡人の先代が無くなって以降、譲受人が管理を引き受けて堆肥を製造しており、問題はないとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長： 申請地は、既に酪農家である譲受人が管理されています。南の牛舎には牛を30頭以上連れてこられていました。熱心な酪農家で今後の管理も問題ないと思います。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所 在：稲美町六分一字西畑（和田上池の南方）

地 目：田

面 積：786㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：譲渡人の親族の地元農業者

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農用自動車

栽培作物：水稲・野菜

※ 3月末まで利用集積賃貸借で譲受人が耕作。

南隣接農地は、譲受人世帯の所有。

議長（代）： 「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。申請地はこれまでから譲受人が水稲を栽培してきており、これからの管理には問題ないとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長： 申請地は、譲受人世帯が所有する農地に隣接しており、従来から耕作されていきましたので、許可して問題ないと思います。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所 在：稲美町北山字金守山（下ノ池北）

地 目：田

面 積：505㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住所有者

譲受人：会社役員兼農業

農機具：トラクター・田植機・トラック・バインダー・糞摺機等

栽培作物：水稲・野菜・果樹

議長（代）： 「番号6」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号6」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長： 申請地は給水のある農地で、保全管理されていました。譲受人は町内で大規模に農業をされており、農地の管理はできている方なので、許可しても問題ないと思います。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号7」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号7」

所 在：稲美町蛸草字下條 （蛸草下条集落内）

地 目：田

面 積：1, 801 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元兼業農家

農機具：トラクター・田植機・農用自動車・草刈機

栽培作物：水稻

議長（代）： 「番号7」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号7」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・坂本会長： 申請地は大麥が植えてありました。譲受人は近辺の農地を預かって営農しており、申請地は水稻の予定です。問題ないと思います。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(代)： 全員賛成ですので、「番号7」は申請のとおり許可することに決定します。

ここで、議長を坂本会長に戻します。

議長(坂本英正会長)： これより、議長を務めます。

次に、「番号8」から「番号10」は、譲受人が同じですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号8」から「番号10」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号8」

所在： 稲美町草谷字相野(魚住池南西)

地目： 畑

面積： 325㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 地元兼業農家

農機具： トラクター2台・田植機・コンバイン・軽トラック

栽培作物： 水稲・野菜(申請地は野菜)

「番号9」

所在： 稲美町草谷字相野

地目： 畑

面積： 326㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 「番号8」と同じ

「番号10」

所在： 稲美町草谷字相野

地目： 畑

面積： 326㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 「番号8」と同じ

議長： 「番号8」から「番号10」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。いずれも許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号8」から「番号10」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂元委員： 譲受人は地元で大規模に営農されており、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号8」から「番号10」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号11」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号11」

所在： 稲美町加古字七軒屋 (元天井池北東方)

地目： 田

面積： 2, 288 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元兼業農家

農機具： トラクター・管理機・自走草刈機 等

栽培作物： 水稲・野菜・大麦

議長： 「番号11」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号11」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂元委員： 申請地は麦が植えてありました。譲受人は地域の営農と協力して耕作されるので、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号11」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号12」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号12」

所 在： 稲美町加古字七軒屋 田 373 m²
田 2,442 m²
(稲美北中学校南西方) 2筆合計 2,815 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元農家

農機具： 管理機・自走草刈機 等

栽培作物： 水稻・野菜・大麦

議長： 「番号12」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号12」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂元委員： 申請地の1筆は大麦が植えてあり、1筆は鋤いてありました。譲受人は地域の営農と協力して耕作されるので、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号12」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号13」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号13」

所 在： 稲美町北山字中ケ市 (北山集落内)

地 目： 畑

面 積： 159 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者3名（共有）

譲受人：会社員兼農業

農機具：トラクター・軽トラック・草刈機

栽培作物：水稲・野菜・大麦（申請地は野菜）

議長： 「番号13」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号13」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂元委員： 申請地は住宅にある小さな農地で、譲受人が、以前から草刈などの管理をされていまして、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号13」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号14」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号14」

所在：稲美町森安字山田西谷（梶ヶ池西）

地目：田

面積：484㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・田植機・草刈機・軽トラック

栽培作物：水稲・野菜・大麦（申請地は水稲）

議長： 「番号14」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。申請地はこれまで譲渡人が自家野菜を栽培してきましたが、譲受人は水稲栽培の予定です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号14」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂元委員： 申請地は耕してありました。申請地の北は譲受人の所有する農地で一体的に管理できますので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号14」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町下草谷字東北野 (下草谷下条集落内)

地目： 田

面積： 479㎡

申請人： 地元所有者

転用目的： 露天資材置場兼賃貸露天駐車場

土地利用計画： 南と東は住宅、北は高い田、西は低い田。表土改良し
砕石敷する。雨水は自然浸透及び西から南に設置するU字溝
から東の溝へ流す。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は井澤委員です。申請地は末端の農地で周辺農地や用排水、道路等への影響は特にないと報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地は東と南が住宅地で、北と西は高低差のある農地です。雨水は新設するU字溝から既存の排水に流す計画で、農地や農業用水、道路等への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町六分一字赤坂 (六分一集落内)

地目： 田

面積： 324㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町外在住の譲渡人の子

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 東側・南側は宅地、西側は水路を挟んで道路、北は分筆残の譲渡人農地。西側・北側は擁壁新設し、道路高さまで盛土する。住宅1棟建築する。雨水は北西角雨水枳經由して西側既設水路へ、汚水は北西角から公共下水に接続。進入部分の水路使用許可あり。造成開始につき、譲渡人及び工事業者の始末書添付。

都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請済

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。申請地は地味土が剥がされ埋立て途中ですが、工事は中断しています。転用の計画自体は雨水排水など考慮されており、農業用排水、周辺農地、道路等への影響はありませんとの報告を受けています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地は既に着工していますが、中断しています。転用にあって、雨水は北側既存の水路へ放流、汚水は集落排水に接続されますので、転用による農地や排水、道路への影響はないものと思います。北側に残る田は、給水、排水があり耕作に問題はありません。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はござ

いませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町草谷字相野（相野集落南方）

地目：田

面積：1,510㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：太陽光発電事業者

転用目的：太陽光発電施設

土地利用計画：西側・南側は造成中の山林、北は太陽光発電施設、東は譲渡人所有の田。造成せず、太陽光発電設備設置する。地上に設置する架台は、縦置き2段6列・10度16基で、発電モジュール192枚。周囲はフェンスする。雨水は北側の素掘り側溝から既存の排水路へ。

議長：「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は山口委員です。申請地周囲は太陽光発電施設が多く、山林の切り崩しも行われています。東に農地がありますが、申請地を転用しても給排水に影響はありません。道路等への影響も無いとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員：申請地の周囲は太陽光発電がたくさん設置されています。

東側に残る田の耕作には問題ありません。転用にあって、雨水は北側既存の水路へ放流されます。転用による農地や用排水、道路への影響はないものと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移動について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 7件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 18件

申請筆数： 29筆

申請面積： 35,912㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 7件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 18件

申請筆数： 29筆

申請面積： 35,912㎡

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第10号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。稲美町長より意見を求められているものは、5件です。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 農用地区域は原則として農地転用が禁止されています。計画変更（農用地からの除外）については、産業課が申請を受け付け、加古川農林水産振興事務所に事前相談し、農業委員会や土地改良区・JA等関係機関に意見照会しています。計画の変更（除外）ができると、転用許可申請をし、許可されれば転用が可能となります。

(別表1) 除外する土地 5件 1,808㎡

「番号1」

区 域：母里－1

所 在：稲美町蛸草字上條（広谷池西方） 田 719㎡

転用目的：資材置場

申出者：建築業者

「番号2」

区 域：母里－3

所 在：稲美町印南字西場（宮池南西） 田 37㎡

転用目的：露天駐車場

申出者：隣接地所有者

「番号3」

区 域：天満－2

所 在：稲美町中村字そけ谷 田 登記簿面積のうち 4.32㎡

稲美町中村字そけ谷 田 登記簿面積のうち 475.68㎡

合計除外面積 480㎡（天満幼稚園北西方）

転用目的：分家住宅

申出者：土地所有者の子

「番号4」

区 域：天満－3

所 在：稲美町国岡字千波ノ下（満溜池南） 田 172㎡

転用目的：駐車場及び庭用地

申出者：隣接地所有者

「番号5」

区 域：天満－6

所 在：稲美町六分一字棚田 田 登記簿面積のうち 400㎡

（加古川市境付近）

転用目的：分家住宅

申出者：土地所有者の子

農業委員会事務局から加古川農林水産振興事務所に事前相談し、全て転用許可の見込みあり。

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 「番号1」は横に水路あり排水は問題ありません。「番号2」は法面です。「番号4」は、除外後転用しても周辺農地の耕作に問題はないと思います。「番号3」「番号5」については、残る農地への給水除などが問題になりますが、対策を講じて耕作を続ける計画とのことですので、除外を認めても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。稲美町農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、稲美町農業振興地域整備計画の変更について、異議なく同意いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和5年4月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年4月25日

議長 坂本英正

委員 藤本勝彦

委員 松尾和孝